

平成29年度第6回伊丹市行政不服審査会 会議録

1 日 時	平成30年2月26日(月)午後6時00分～7時15分
2 場 所	伊丹市立総合教育センター3階会議室
3 出席委員	阿部会長、石橋委員、角松委員
4 事務局	森田法務室長、平井法務管理課長、他職員1名
5 傍聴者	なし(伊丹市行政不服審査法施行条例第5条第8号に基づき議事(1)及び(2)については非公開)
6 議事の概要	<p>(1) 平成29年度諮問第3号案件について</p> <p>諮問第3号案件(道路台帳の閲覧を行わせなかった処分に対する審査請求)について、審査会からの質疑に対する土地調査課からの回答を踏まえ、前回の会議に引き続いて審議が行われた。審議は次回へ継続することになった。</p> <p>(本件が個人に関する情報を取り扱うものであること及び審議における率直な意見交換を確保すべきことから、審議内容は伊丹市行政不服審査法施行条例第5条第8項の規定により、非公開。)</p> <p>(2) 平成29年度諮問第4号、第5号、第6号案件</p> <p>諮問第4号、第5号、第6号案件(平成29年度国民健康保険税納税通知による税額決定処分に対する審査請求)について、前回の会議に引き続いて審議を行い、答申内容を決定した。なお、答申を行うに当たり、答申書の誤字、脱字等の軽微な修正については、会長に一任することとした。</p> <p>(本件が個人に関する情報を取り扱うものであること及び審議における率直な意見交換を確保すべきことから、審議内容は伊丹市行政不服審査法施行条例第5条第8項の規定により、非公開。)</p> <p>(3) その他</p> <p>事務局から、行政不服審査法第43条第1項第5号の運用について、市ホームページへ掲載する内容等を説明。前回の会議に引き続いて審議を行い、審議の結果、諮問を要しない審査請求の条件として掲げるもののうち「国民健康保険税額の納税額に争いが無いこと」を削除したうえ、ホームページへの掲載を決定した。</p> <p>(主な協議内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問を要しない審査請求として、前回会議で決定した内容について改めて確認し、諮問を要しない審査請求の条件として「国

	民健康保険税額の納税額に争いがないこと」をあげることは、審査請求は納税額に不服がある場合が通常であることから趣旨が分かりにくいとして、削除することとした。
7 その他	次回審査会は、平成30年4月6日午後6時30分から開催することとした。